

# 四〇年代史の空白

——オーストラリアによる天皇戦犯論を中心に(一)

松 沢 哲 成

## 目次

はじめに

一、ウエツブ報告と日本人主要戦犯論の形成

二、ポツダム宣言以降における豪外交姿勢の硬化(今回はここまで)

三、幾つかの戦犯リスト

四、極東国際軍事裁判方式の決定と発足(同一一月〜四六年一月頃)

五、三極(豪、米英、ソ)を軸とする暗闘と錯綜

六、決着、そしてその後

はじめに

1 一九四〇年代史は、日本にとって、南部仏印進駐(四一年

六月)、東条(英機)内閣成立と真珠湾攻撃(のち大東亜戦争)で開けた。香港、マニラ、シンガポールを落とす、ジャワ、ニューギニアへ、またビルマへと進出したが、六月にはミッドウエー海戦で空母四隻を失うなど大敗し、早くも戦局は傾いた(四二年)。以降米軍の反攻がソロモン群島、ガダルカナル島周辺で展開され、日本軍は一二月ニューギニアのバサブアとブナで玉砕、四三年二月ガダルカナルを撤退(死者二・五万人)、北方のアッツ(五月)、キスカ(七月)で、南のマキン・タラワ両島(ギルバート諸島、一月)で次々と玉砕した。四四年二月、クエゼリン・ルオット両島(マーシャル群島)で玉砕、六月サイパンで守備隊・住民三万人が全滅し、マリナワ沖海戦で日本海軍は空母・航空機の大半を失ってほぼ再起不可能に陥った。そして七月、ついに東条内閣が倒壊し(一八日)小磯国昭が組閣する(二二日)間にも、グアムとテナアンと玉砕が相次いだ。

このように四〇年代前半期日本の対外局面は、緒戦つかの間の勝利から一挙に奈落の底へ、というふうには、ほぼ連続的で急激な軍事的凋落で彩られていた。惨劇、玉砕、虐殺、怨み、憤激……、悲惨きわまりない。

国内はまた軍事体制一色で、軍部と上級官僚（内務・経済を主軸とした）と特権業者との少数者から成る結合体が支配権力を形づくり、強制連行されてきた朝鮮人や中国人をはじめ衣食住もろくに賄えない一般の人々の上にそびえ立ち、さらに広域にアジア太平洋の彼方へとその黒い支配の手を伸ばそうとしていた（「大東亜共栄圏」）。

そうした日本事情の向こう側では、しかしながら、日本の軍事的・物理的滅亡と「民主主義」によるその全的支配を秘かに目論み、綿密に計画を練り、緻密に事を進めていた一群の人々がいた。アメリカに、中国に。イギリスにも、ソ連にも。また、オーストラリアにおいてもそうであった。

これら各国全体について、またさまざまな問題をとごとく取り上げて検討するのは、ほとんど不可能であろう。史料もまた、必ずしも全的に入手可能というわけではない。公開されていないものや隠匿され、あるいは焼却など隠滅されたものも少なくない。従って、今回本稿で取り上げるのは、問題のほんの一部に過ぎないことは改めて言うまでもなからう。しかも、天皇戦犯論だけでも、まだまだやるべきことは多い。なかでも中国とアメリカでは、当時相当大きな問題となっていたので、その方面の史料を発掘することもしなくてはなら

ない。しかしながら、言うは易く為すは仲々に難い。上記のような見通しと態度・方法をもって持続的に取り組まない限り、問題解決に近づくことはより困難なものとなる。

本稿は、そうした不利で不十分な条件の下で、敢て、オーストラリアの天皇戦犯論を取り上げようとする。史料と事の流れにいちおうの見通しがついたのと、関係史料をとごとくを集めるだけの時間や体力が尽きようとしていること、最後に現在手元にある史料だけでもけっこうの分量になりそれをもとに書き出しただけでもかなりの長文になることを恐れたために他ならない。ただ、これをもって天皇戦犯論研究の一里程碑とすることがもし出来るとするならば、望外の幸せである。

ところで、目次を大まかに六つの部分に分けてみた。どういったあらすじになるか、今後のためにもその大要を冒頭に示しておきたい。

当時豪州クウィーンズランド州裁判所首席判事であったウィリアム・ウェップは、一九四三年七月、日本の戦争犯罪調査委員会の委員長に任命された。ウェップは多数の証人からの聞き取りを行うなど、精力的に証拠を収集した。その結果、翌年三月、主としてニューギニア戦線における日本軍（人の酷使、強姦、拷問等々の残虐、残酷な行為を事実に基づき告発するレポートを政府に提出した。ウェップは、その報告を元に、連合国戦争犯罪委員会、およびその下に置かれた極

東太平洋小委員会に出席し、日本人戦犯を告発した。それは大きな反響を呼び、英連邦、米など主に連合軍陣営において高い評判を得た。

連合国内においては、中国（取り敢えず主に国民政府側）からも厳罰論があつたほか、米国内では論議が割れていた。国際的影響力保持に腐心する英国がそこに加わつて、議論は多極的に進行した。そうした中、現場の実行行為者、責任者ばかりではなくて、日本国内の、各方面各界の指導者にも責任がある筈との議論が徐々に高まっていき、ついに天皇も例外ではない、戦争責任があるとの考えが提出されていく。

しかし、国際政治における豪の立場は強いものではなく、おそらくそこに、英のような君主制存続の方が占領統治はうまく行くとの議論が加わり、豪州を切り捨てた四大国によるポツダム宣言という結果が生み出される。豪はこれに心底怒り、声明を発表して、アジア太平洋における自己の利害は誰にも奪われないとの覚悟を披瀝し、戦争責任論とその処理様式たる裁判方法をいっそう強固なものに固めつつ、戦後政治へのステップを確実に踏みしめていこうとするのであつた。だが、日本人の戦争犯罪をどこまで、どのレベルと範囲まで問うのか、またどういった裁判方式とするのかは、連合国各国それぞれの利害に基づき、またとくに対独方式との異同をめぐる米ソ対立構造という要因も加わり、複雑な展開を遂げざるを得なかつた。

3 戦後国際政治をリードしようとしていたアメリカは、主と

してGHQ当局と一体となつて、国内世論を睨みつつ、ある時はそれをバネとし、ある時はそれを抑えこみながら、独自の方式を貫こうとする——大統領法律顧問団の任命、その対日派遣、GHQへの組み込み……などを通じて占領統治の一元化を実現しようと図り、併せてヒロヒトの免罪、天皇制の政治的利用を通じた占領統治の効率化などを実施していこうとする。

以上の中で、米国は、彼我の利害を調整しつつ英国と連携を組み、ともに、しかし米が中心となつて連合軍陣営を形成し、ソ連陣営に対抗する姿勢を確立しようとしていたであろう。対する英国は、戦後世界政治の中で明らかに凋落しつつある自己の地位を見つめつつ、何としてでも一定の地歩を確保すべく（また、あわよくば勢力拡大を希つて）、米に接近これと提携したものである。両者いずれにおいても、冷戦の論理の獲得が進められ（おそらくFECの中で対立はさらに煮詰まり激化し）、二極間の冷戦対立という二次大戦後の世界政治局面が形成されていったものと思われる。

豪州は、そうした二大陣営対立という構造からは外れて（あるいははずされて）、しかもなお後のインドのような第三世界論を展開するだけの新方向も持てないまま、連合軍陣営という枠組に強く呪縛され締め付けられて、ついにその天皇戦犯論を最後まで貫徹することが出来なかつたのである。その後やや経つて後に、ソ連側から改めて天皇戦犯論が提出された。

—— あらすじは以上のようなものになる予定であるが、そ

の通りには進まないかもしれない。また、本稿と似た先行研究に、D. C. S. シンズ「オーストラリアによる戦争犯罪調査と裁判——天皇免訴に至る過程——」（小菅信子訳『岩波講座近代日本と植民地』第八巻所収）がある。シンズとは同じオーストラリア文書館の同じ番号の文書を見ているのだが（おそらく現場で会ったのではなからうか）、解釈や力点に違いがある（なるべく注記した）。彼のものはやや平板な事実の羅列に終わっている怨みが残る。本稿では、各史料を、出来得る限り四〇年代国際政治史の文脈の中に位置づけるように努力した。また、英国の Public Record Office 所蔵文書、米国の National Record Office Part 2 所蔵文書などの照合も部分的に行なった点も、今回本稿の特徴であろう。

## 第一章 ウェップ報告と日本人主要戦犯論の形成

一九四三年七月、当時クイーンズランド州最高裁判所首席判事のウィリアム・ウェップは、日本軍による戦争犯罪に関する調査委員会の委員長に任命された。彼はこれ以前、豪州国内における戦争犯罪裁判の裁判長であったため（四〇～四六年）、上記調査委員長に任命されたものであろう。因みに、この日本戦犯問題に関する役割を終えた四六年には、「出世」してオーストラリア最高上訴法院判事に任命されている。（また周知のように極東国際裁判所の裁判長をも勤めている）。同ウェップ委員会は、半年あまり後の四四年三月一五日調

査を終えて膨大な調査結果を取り纏め政府宛てに報告した。それがいわゆるウェップ報告書と呼ばれるものである。四四年一月三十一日には追加調査も終えて、南太平洋などにおける個別具体的な事件について、じつに多くの関係者証言等を収集したのである。それは内外に大きな影響を与えることになる（が、それはこの後のこと）。

ところで、この間に、連合国陣営内において共同で戦争犯罪を追求することが決まり（一六カ国参加、ドイツと日本の戦争犯罪が対象）、四三年一〇月に連合国戦争犯罪委員会（UNWCCC）が設立された。

翌四四年四月二日 UNWCCC は会合を開き、中国代表のウエリントン・クー大使が小委員会設置を提案する——最初から設置が構想されていたこと、また極東における日本の戦争犯罪の量がひどく多いので国連による早期の共同調査・検討が必要であることなどが、その理由とされた。六月二日頃までに、主として、重慶に小委員会を設置することと、各政府の下にロンドン委員会（UNWCCC）を置き、その下に極東太平洋小委員会を設ける、といった内容で、大方の合意が得られたと思われる。

同年一月二日 UNWCCC 極東太平洋小委員会は、初会合を持った。中国の王博士を議長に選任したあと、おもに、委員会の権限と位置づけにつき論議を交わした。戦争責任問題は各国から提起されなければならないか、委員会として独自に取り上げることができるかなど議論が分かれたが、結局

ロンドン委員会に最終責任を負わせることに決まった。早くも各国間の利害が衝突し、複雑に錯綜していく国際関係を予兆させる一幕であった。

そうした中で同一二月三〇日豪州エヴァット外相が「日本による虐殺について」と題した声明を発表し、一石を投ずる。すなわち、「四三年一〇月ナチスの虐殺に関するモスクワ宣言（米ソ英）において、戦犯はその犯罪の行われた国へ引き渡しその法律で裁判にかけられるという原則が打ち立てられている。日本についても同原則を当てはめるべき、と主張したのである。ただし、最初のUNWCC豪代表のロード・アトキン卿は、ある種の戦争犯罪の場合は特別法廷の創設が必要との説を打ち出し、共鳴を受けた。また、戦犯の摘発と処罰については、サー・ウィリアム・ウェップが大きく貢献し、UNWCC二代目の豪代表（現職）のロード・ライト卿とともに、問題を国際司法の場に持ち込み、豪政府として国際聯盟特別法廷あるいは連合国防軍法廷などの道を探りつつある、という内容であった。そして最後に、いずれにせよ我々は、すべてにつき綿密な調査を行なった後に、我々が将兵になされた野蛮で残酷な行為とその下手人に対しては厳格な意味で信賞必罰、厳しい因果応報律を当てはめ、どのような例外も許さないと固く心に決めている……、と強い決意を国際的に披瀝したのであった。

この外相声明を背に受けてウェップは、ロンドンに向け

オーストラリアを出発した。そして、UNWCC豪代表ロバート・ライト卿、ロンドン高等弁務官ブルース Rt. Hon. S. M. Bruce、同個人秘書オールダム J. E. OLDHAM などと協議し、①日本人が豪人になした戦争犯罪の証拠をロンドンのUNWCCに提示するため、②極東・太平洋地域の戦争犯罪を取り扱う独自の手続・証拠法を備えた特別法廷の設立を考える、などと意見交換を行った。

四五年一月一九日には、英国大法官のロード・サイモンと会い、二四日に委員会に掛ける予定の具体的な戦争犯罪事案五項目（後述）について、通知した。

そうした下ごしらえの結果、同二二日、下院において、同大法官をはじめドナルド・ソマービル法務長官、KCマックギー陸軍法務総監、ウィリアム・マルキン外務省法律顧問、PHBケント内閣法律顧問などと非公式な会合を持った際に、(一)軍事裁判は立証見通しのある証拠に基づき行動を起こすことが出来る、(二)軍事裁判は、部隊が組織的に戦法規を無視している場合、その構成員が無罪を立証し得ない限りその者を有罪と見なして拘束することができる、という合意に達した。

二四日、UNWCC委員会開催、ロード・ライト豪代表、ロード・フィンリー英代表、ドベール將軍ベルギー代表などの出席の下、ウェップは一―二、ニユートン空軍大尉（於 Salamaua）・スミス陸軍大尉（於 Buna）の斬首、三、トウル（Toi）大虐殺、四―五、先住民・「豪」將兵に対するミルン湾

残虐行為など具体的な五件につき提訴、その結果同戦争犯罪人はすべてAリスト(軍事当局による緊急逮捕の要あり)に載せられた。<sup>(9)</sup>

続いて三〇日、ウェップは、ブナとイロバイワ間の地域で為された(オーウエン・スタンリーならびにブナーサナナダゴナ作戦の全体を含む)日本の残虐行為・戦争法規違反に関し告発、同委員会はそれも最高度の戦争犯罪であると認定した。<sup>(10)</sup> ウェップは、この案件に絡み「ニューギニア戦線の日本軍は、男であれ女であれ年寄り・子供であれ手当たり次第に誰でも殺戮し、規律ある軍隊などではなくっておりまるで蛮人の群れであった as a barbarian horde」と事実認定ならびに感慨を吐露している。<sup>(11)</sup>

二月八日豪の提訴はいちおう終了したわけだが、その時点において同委員会第一委員会議長(ド・ベア將軍)は、「豪州の調査と準備は完璧だった」と感謝の意を表していた。米代表のベール大佐も、「バターン死の行進」といった事例と全く同じケースなので戦争犯罪として裁く際のお手本になるとウェップに感謝の辞を述べたという。<sup>(12)</sup>

日本の戦争犯罪を裁くオーストラリアの政策方針は、この段階では、まずまず国際世論の支持を得ていたと言うことが出来るであろう。とくに、英国の法律関係者との間に、諸法律の解釈や適用につき合意らしきものが出来たことは、かなり重要であった筈である。

ところで、一月三〇日の委員会では、極東太平洋小委員会委員長のウェリントン・クーから、前出の問題、ロンドン委員会と小委員会の権限の棲み分けについて協議が提起された。<sup>(13)</sup> その詳しい内容は同註に記したとおりだが、問題の焦点は同小委が中国問題だけで忙殺されたくないという、豪・蘭に対する中国側の反感と対立であろう。同委員会で、ロード・ライトが同委員会の委員長に任命されたので、あっさりとして、一、他に小委員会を設けることは可。二、いずれの委員会も活動や提起する権限の制限をしない。三、豪政府も同小委が四一年一二月以前の戦争犯罪を取り扱うことに反対とは見られない、また一般に時間的制限をすることは良くない、というふうに決定された。<sup>(14)</sup> 中国問題は、別個に勝手にやれ、ということに他ならないと思われる。

こうしてウェップとUNWCC極東太平洋小委は、マニラを含む西太平洋方面の戦犯調査を継続するのだが、ケントなど英側戦犯部門責任者は自分たち自身で調査などをやらずに仕事を前二者に押しつけるかのような態度にますます傾いていった。<sup>(15)</sup>

オーストラリアとしては、この間、英、カナダ、米、後にニュージーランド、そして中国など連合軍陣営各国の動向を踏まえあるいは視野に収めつつ、戦争犯罪は断固厳重に裁かれなければならないとの観念に立って、具体的な裁判方式や戦争犯罪者の数、あるいはどこまで適用するかといったその

広さにつき、正解を得るための模索を続けていたようである。各方面、あるいは種々な人に質問状を放っている。五月下旬にロンドン発UP電が「元首として日本軍の組織的な蛮行に責任があるから天皇は戦犯として起訴、処刑されるべきだと豪が要求している」というスクープを流したため、豪としては「このような問題で単独で行動するつもりはない」という態度を鮮明にせざるを得なかったことも、その背景にはあるだろうが。

いずれにせよ、豪のこの問題についての基本姿勢は、フード外相代理の次のような発言に定式化されていると言って良いであろう。

「主要ドイツ人戦犯を公判に掛ける替わりのものとして今ヨーロッパにある選別肢は、逮捕と即決による処刑（死刑）か、四大列強による国際軍事裁判です。このヨーロッパの例は日本人主要戦犯を取り扱う上で私たちの目的に最も良く適うものだろうか、という疑問が起こります。

これらの諸個人「日本人主要戦犯」を扱うに当り私たちが達成したいと思っている全般的な目的は、

(一) 社会にとつて有害なことから日本人戦犯は即刻取り除かれるべきこと。

(二) 世界中の文明国民の正義に対する要求は充たされなければならぬ。

(三) 日本国民はその名によって為された虐殺の眞の性質

を知らされなければならず、また主要戦犯の公判は日本の軍国主義精神撲滅の手段とされなければならぬ、というものです<sup>(18)</sup>。

上記の三原則の下に、各国による裁判というのがこの時の豪政府の考えだったと思われる。裁判の方式については、豪の中でも様々な意見があったが、裁く原則についてはこの時のものがその後も一貫して維持されたと言つて良からう。軍国主義一掃のための戦犯裁判、という考え方はこの前後の史料に頻発している。従つてまた、戦犯裁判が「日本内で惹き起こすと思われる心理的・政治的影響を注意深く考慮すること」がとくに重視され、各方面の識者に対する意見聴取が、広くかつ慎重に為されたのであつた<sup>(19)</sup>。

豪の大方の考え方は、これらに付け加えて、具体的な戦争犯罪を取り上げて豪による裁判を行うべきだといふものであつた。豪人に対して犯された犯罪は、どの国民によって為されたものか、どこの国の領土で為されたものか、にまったく関わりなく豪の法廷で裁かれるべき、というウェブの意見がその典型であろう。実行行為者はもちろん教唆したものも同様、ということであつた<sup>(20)</sup>。

ところで、この前後に表明されたウェブの天皇戦犯論が非常に注目に値するので、少し長いが引用しておきたい。

「厳密に法的な扱い方を言えば、既存の国際法の下での軍事

裁判によって、臣下はもとより君主を含むすべての日本人犯罪者を裁くべきだろう。もし、天皇がミルン湾で日本軍を率いており、あの恐ろしい虐殺が同地で起こされた後に捕まっていたとするならば、彼は通常通り豪軍事裁判に掛けられ判決を下され処刑された筈なのだ。

天皇は実際に現場に居て犯罪を犯したのではなくて、東京に住まい教唆しただけだとしても、豪軍事裁判の管轄権は天皇に及ぶと私は考える。いずれにしても、その反対の国際法規を私は知らない。

国際法は我が敵も結局は順守を言明している訳で、その国際法によって認められている厳密に法的なやり方でその敵を扱ったとしても、後世の人々は私たちを非難し得ないだろう。

謹んで提言します。この厳密に法律的なやり方を諦めて、このことのために創られた特別法廷で幾分か蛮行の気味のある見世物的な公開裁判を他の国とともに挙行するべきではありません。……

米、英、豪、ニュージーランド各人から成る混成軍事裁判ならば、国際法に適った軍事裁判となるだろう。……

日本の指導者たちを現存の国際法を犯した通常の犯罪者として扱い戦争犯罪で有罪と認定する方が、既存のこういった法の基礎をも持たないまま特別法廷を設け見世物的な公開裁判を行い、そのことによって彼の国民の目には殉教者のように映ってしまうといった事態を招くよりも、ずっと軍国主義精神一掃に役立つだろう<sup>(21)</sup>。

これにはケントと覚しき者の注が付いており、四大国の一つでもあり面子もあるので中国は絶対に呼ばなくてはならないだろう。ウェップは法律のことばかり言っているが、我々は政治的側面にも目を向けなければならぬ、と。また連合国防衛が一体でないと国際的批判を浴びる、とも主張している。この意見をも加味するならば、この時期における豪の戦犯裁判論はこの形でほぼ固まったと見ることが出来るであろう。戦犯リストの作成も急がれていた<sup>(22)</sup>。

ただし、六月三〇日頃と推定される「日本人主要戦犯」というタイプ原稿（草稿）によれば、上記ウェップ提案の言う混成軍事裁判には、中国とオランダをも加え、ウェップ提案を却下して特別法廷開設で行く、という考え方が示されている。先の六月二六日付ウェップ書簡に対するコメントの内容（ケント英国戦犯部代表によるものと推定される）にむしろ沿っている。駐ロンドン豪外交代表部のオールダムやフード外相代理といった政治家たちの主張もまた、有力であったと言えるであろう。それは英国大蔵省法務官事務所との戦犯係P H B ケントなどとも、大筋では軌を一にするものであったと考えられる。

以上が、ポツダム宣言発表以前における豪の戦争犯罪論——目的と裁判方式などを含めた——の概要であった。

## 第二章 ポツダム宣言以降における豪外交姿勢の硬化

七月二六日発表されたポツダム宣言は、完全に豪政府の意表をついたものであった。怒り心頭に発した同国エヴァット外相は直ちに声明を発表、「豪政府の事前の同意はおろか通知さえないまま公表されている。同最終通告はオーストラリアにとつて根本的重要性をもつものであるにも拘わらず、我々はその条項も公表も報道を通じて初めて知るといふ有様だ」と強い口調で抗議の意志を表わした。

続けて、我が豪州は、「最も熱心に戦争を遂行した」「積極的な交戦国」のひとつであり「戦争遂行上莫大な負担と犠牲を負つ」ていること、また太平洋の治安と安全に関し「直接かつ重大な」「利害」を有しているのだから、その「休戦ないし和平準備の計画や実行に関与すべき当然の権利を有する」とその基本的な立場を明らかにし、その上で、「最終通告に予兆されている和平の実際の条項について、どうしても言っておきたいことは、日本の扱いはドイツに比べ寛大なように見えることである。日本帝国主義 the Japanese Imperialism に対しホンの少しでも寛大に接するというのは、同帝国主義体制のもとで言語道断の残虐行為と蛮行が組織的に展開されたことを考えに入れるならば、まったくの見当違いである」と断じたのであった。

そして、「日本の過去の戦争における早期よりする数多の惨

劇から教訓を汲み取らなければならないにも拘わらず、オーストラリア、ニュージーランド、そしてまたインド各人民の戦後の安全が東南アジアの運命と分かちがたく結びついており、従つて対日和平条件から直接大きな影響を受けるといふことを、まだ理解していない人がなおも若干存在している」のは残念至極である、と切つて捨てている。<sup>(23)</sup>

こうして豪政府は、ポツダム宣言以降とくに、日本の戦争犯罪の糺弾・弾効をより強硬に主張するようになっていったのである。

具体的には、以後、国内外において、またUNWCCのロンドン委や極東小委などにおいて、さまざま活発な交渉や検討の動きが見られるようになるのだが、八月上旬(二一〇日の間か)と推定される「日本人主要戦犯 議論用」という外務省綴に入っていた原稿が、まずはとくに注目される。ここでは、日本人主要戦犯としてかなり大きな網がかけられており、当時の日本の支配・権力層全部が事実上ターゲットとされているような印象さえある。

すなわち曰く。

「太平洋における平和維持のためには日本における軍国主義者の影響力を除去しなければならぬという考え方は、広汎な人々の同意を得ている。その軍国主義者の中には、次のような人々が含まれる。

- (a) 天皇とそれを取り巻く宮廷勢力
- (b) 軍事指導者、陸海空軍の幹部将校及び秘密警察

(c) 日本政府閣僚、行政官僚幹部

(d) 愛国主義ないしテロリスト団体の構成員

(e) 産業界の独占企業

二、 連合国戦犯委は、ドイツ人についても上記と同様な戦犯定義を行なっているが、その最高のものは組織的テロリズムあるいはそれへの加担であるとしている。組織的テロリズムとは、占領地においてテロ支配を企図・敢行するためのすべての手段を指す言葉として用いられている。

三、 日本人についても同様のことが言えるかが問題だ。パイロットの処刑などの場合は日本政府の関与を認めることはできないが、組織的テロリズムを適用できるだけの証拠がすでに存する人物もいる。日本の中央権力がナチスと同じように占領地住民の大量処刑と絶滅を計画していたという証拠があるだろうか？ 同様に、公式文書が得られない限り、上記の範疇の人々が、捕虜虐待、南京虐殺、泰緬鉄道における捕虜虐待などについて有罪、と証明することは難しいだろう。きつちりとした証拠が示せなければ、かえってUNWCCの地位は低下してしまう。

四、 侵略戦争の準備と開始は最高の犯罪であり戦争犯罪であるとの原則を受け入れる限り、以上五つの範疇に属するすべての日本人は、公判に付されるべきである。

以上の結論。

(一) 英連邦は、連合国に対し、侵略戦争の準備と開始は戦争犯罪であるとの原則を受け入れさせるように努

めるべきこと。

(二) 次いで、上記(a)～(e)に該当する日本人とその仲間、侵略戦争準備に加担したとの容疑で公判に付されるべきこと。

(三) 同原則が受け入れられない場合は、上記範疇の日本人はすべて、英連邦と連合国の当局による調査によって特定犯罪への関与有無が明確になるまで、勾留されるべきである。

(四) 戦争犯罪につき有罪でない場合でも上記範疇の日本人はすべて、将来の平和と安全のため、占領当局が同意する何らかの管理下に置かれるべきである。

(五) 降伏条件として、上記各範疇の日本人の勾留、連合国占領軍への引き渡し、戦争犯罪告発を準備中の調査班に役立ついっさいの公文書や私文書類の引き渡しを規定すること。  
付。戦犯に関するヨーロッパ休戦条項<sup>(21)</sup>

ここで論じられた方向性は、八月二三日にさっそく設置・

開催された、日本人戦犯を扱う連合国戦犯委員会特別会議(同委の極東太平洋小委員会委員のみによって構成)への米代表ホッジス提案の中に、織り込まれた。同案は、ホッジスに「提出前に一緒に検討してほしいと言われたので、週末の大部分を費やして二人で精査した」「豪オールドラムの言」もので、「病気のためロード・ライトは今日「八月二三日」の午後の

会議に出席できなかったが、私が同提案書を見せたところ、大変よく出来ていると思うと言っていた」という。その内容は、次のようなものであった。

「前文では、日本が、巧妙なやり方で侵略戦争を開始し占領地住民に対しては通常の法的保護を否定すると共に彼らや連合国捕虜に対して戦争犯罪を犯したことに言及し、それは、ヨーロッパと同様、ある練り上げられた基本的な総合計画 a deliberate master plan の下に組織的に実行された犯行であろうと提起している。そのことに責任のある者を法に照らして処罰するために「以下の六項目を提起する」。

(一) それらの犯罪を齎した計画または政策に責任のある日本人は、連合国に引き渡されるか逮捕されて国際軍事裁判にかけられなければならない。日本政府・秘密団体などの犯罪組織・金融ならびに経済界におけるそれぞれ有力者で、すべての文明的な基準に照らして犯罪の証明される者がそこには含まれる。立件されるのは、侵略と蛮行を煽りまたは生んだ犯罪計画の立案、開始、実行についてである。複数の犯罪を伴う犯罪計画の作成または実施に加わったすべての者は、各々が犯した個々の罪につき責任が問われなくてはならないし、かつそれぞれの全ての行為に対しても責任があるという法に従って起訴されるべきである。

(二) それらの犯罪を生んだ計画を立案したり開始はしなかつたけれど、日本国内または一国以上の連合国の領土において同計画実施を指揮監督した、枢要な地位にある日本の民間人、軍人、経済人は、連合国に引き渡されるか逮捕されて国際軍事裁判にかけられなければならない。このカテゴリーに入るのは、計画の詳細を練って日本の指導者の企図を積極的実施に移した個人、または同じく政府の要職にある場合の多い官僚である。日本の国内外において、多数の連合国国民に対し集団犯罪を犯した者も、ここに含まれる。

(三) 連合国国民に敵対する協定に責任があるか賛成の立場をとった日本人は、犯罪の為された国が、犯罪被害者の属する国へ送り返し、裁判にかけられ処罰されなければならない。マラヤやニューギニアなどにおいて為された犯罪につき、指揮監督をしたり、現にその犯罪を犯したりした場合がこれに当たる。

(四) 軍事当局は日本国内に中央戦争犯罪局を創設、維持し(文書C.30とC.122)、連合国から調査官・探偵・弁護士・その他技術者多数を選出し、次の業務に当る。

- (a) 日本領土内で計画立案、指揮監督、実行されたいすべての戦争犯罪について調査すること。
- (b) どこであれ犯された日本人の犯罪と残虐行為

に關し日本国内にあるすべての証拠を収集すること。

(c) 一般類型を示す証拠を含めいっさいの証拠を連合軍戦犯委または同小委に引き渡すこと。

(d) 連合軍一國または国際軍事裁判によつて捜索、逮捕あるいは裁かれた戦犯全ての記録をとり保管すること。パリの CROWCASS と同様の性格たるべきこと。

(e) 中央証拠事務所の創設と維持——各國が収集した証拠を集中し、各代表はいつでもそれを参照できるようにする。

(f) すべての日本人戦犯の逮捕勾留。

(g) 逮捕者の人名をすべて連合軍戦犯委と同小委、ならびに各國政府に通知する。

(h) 前記(三)により逮捕された者で連合軍政府のいずれかから請求された場合は、關係政府へ引き渡す。請求国政府が複数の場合は、別に条件を定める。

(i) 極東・太平洋地域に支部事務所を設けて戦争犯罪に関する証拠を収集し、各國戦争犯罪事務所と共同歩調をとる。

(五) 中央戦争犯罪検察局を日本国内に創設、維持し(文書 C.50 (1))、充分な人員を用意して起訴の準備をし戦争犯罪に関する証拠を収集・分析・精選し、上

記(一)(二)の戦犯を国際軍事裁判に付す。カナダ、中国、フランス、インド、オランダ、ニュージールランド、ソ連、連合王国、米がそれぞれ主席検察官を任命する。

(六) (a) 日本国内の連合軍占領評議会総司令官が一またはそれ以上の国際軍事裁判を召集する。各連合軍(豪を含む)から五名のメンバーを出す。手続法は独自に定め管轄権や人員に対する異議は認めない。

(b) 主席検察官が起訴した犯罪人につき裁判が行われる。法は、締結されたばかりの四ヶ国協定ならびに付屬条令による。国家元首の免責や上司の命令に従つただけという申立は、この段階ではもはや受入れられないことは明瞭であろう。

(c) 被告は起訴内容を自分の理解出来る言語の文書で告知される。

(d) 法廷使用言語は、英語と被告の使っている言語である。裁判では死刑を含む正しい刑を課すことが出来る。有罪の場合刑の執行は総司令官の命令による。

(六) 先の(三)でいう犯罪人は、逮捕された場合「国際軍事裁判の」被告または証人にならない限り、犯罪地または犯罪対象者の國に速やかに送るものとする。

以上<sup>(25)</sup>。

八月六、九日広島、長崎に原爆投下、八日ソ連が対日宣戦布告し北満・朝鮮・樺太に進攻、という日本にとって絶望的な状況が招来されて初めて、しかも一〇日未明二時頃にまでずれ込んで、御前会議はポツダム宣言受諾の方向性をようやく決定したのであった。ホジソンはおそらくそのことを知っていたのであろう。日本の支配中枢が敗戦を認め世界にそのことを明らかにする以前に、米としては戦犯の裁き方を決定しておきたかったに違いない。早くから戦犯に関する研究を怠らなかつた豪を巻き込んで、連合国戦犯委としての合意を形成し、(ヨーロッパに続き) 極東アジアにおいても戦犯論の公式化を至急打ち出そうとしたものと見られる、米国の主導権の下で。

上記提案は二九日委員会決定となり、正式に、戦犯に関する連合国陣営の共通意見とされる。国際軍事裁判が特設か混成かに関してなどやや曖昧な点を残すとは言え、そこには、「日本の残虐行為は組織的に為されたもので、明らかに天皇と首脳部に最終責任がある systematic Japanese atrocities including prima facie responsibility of Emperor and higher-up」というエヴァット外相の意見<sup>(26)</sup>や豪政府見解、また「天皇個人の共謀が結論されるべきだ」という政府としての独自見解を付け加えることについては、「何の異議もない」とするロード・ライトの意向<sup>(27)</sup>が、明らかに反映していることが知られるであ

ろう。この段階においては、いち早く大規模な戦犯調査を行ない膨大な量のウェブ報告という切り札をもったオーストラリアの外交的巻き返し勝利、とすることが出来るであろう。

こうしてキャンベラは、「平和に対する罪」条項の挿入がうまく行っておめでとう。UNWCCの中で豪代表「ロード・ライト」がこれほどまで抜きんでおり、かつ建設的な役割を果たしているという実相は、あまり知られていない。この段階で適当な声明を発表したらどうか。残虐行為の教唆や惹起という一般的な告発ばかりではなくてこの新条項によって、ヒロヒトを含む日本人高官すべての責任を問うことができることになった訳だが、これは非常に重要なことだ。出来るだけ早く彼らの罪が問われることを願っている」と凱歌を挙げたのであった<sup>(28)</sup>。

この間、八月一五日ヒロヒトによる「終戦」宣言が放送され、九月二日のちにA級戦犯に指名される重光葵・梅津美治郎が天皇の名代として降伏文書に署名・調印していたのだが、全ての日本高官の戦争犯罪を追求するというオーストラリアの姿勢は、いっこうに弱まりも変わりもなかった。

九月一〇日、オーストラリアは追い打ちをかけるかのようにな、ウェブ報告書を公表。同時にエヴァット外相は声明を発表し、最高位を含めた日本上層部の戦争責任を弾劾し裁き

をつけるとともに、日本のテロリズム体制そのものを絶滅する、侵略戦争の計画と実行は〈平和に対する罪〉としてドーンとまいったく同様日本においても厳しく弾劾されなければならぬ、と次のように声高く宣言したのであった。

The Report "reveals not only individual and isolated acts of barbarity, but also practices which are beyond the pale of accepted human conduct, and which could not have become general without the connivance, encouragement and direction of superior officers up to the highest.

"If those responsible for these outrages are allowed to escape punishment it will be the grossest defeat of justice and a travesty of principles for which the war has been fought.

"I emphasise most of all that the war crimes committed by the Japanese forces in the field, while utterly wicked on the part of the actual perpetrators, are also part of a system of terrorism in which all Japanese troops and commanders participated.

"It is our duty to see that those who organised the system are punished, and that the system itself is completely eradicated. Those at the top are, in our view, at least equally guilty with the actual perpetrators on the spot.

"Furthermore, it is the view of the Australian Government that the general charge of planning and waging

aggressive warfare which will shortly be preferred against the major German war criminals applies equally to those in Japan who are ultimately responsible for the acts detailed in Sir William Webb's report."<sup>(25)</sup>

この後豪州としては、具体的に日本人主要戦犯リストの作成に入っていくのだが、その間ウェブは天皇戦犯論を一貫して主張する有力なひとりであった。

九月下旬、捕虜労働という具体事項に即して彼は言う。「戦争法規に違反して軍事事業にこれほど大量の捕虜を使役していたのだから、日本政府はそのことを知っていたに違いない。上司の命令という弁明が臣下に許されていない以上、いったい君主にどのような弁明が残されているのだろうか。そのことを知っており黙認したというだけで、充分天皇を起訴することができると断じていた。」<sup>(26)</sup>

翌二六日付書簡においてなおもウェブは追い打ちをかける。

「日本人の全般について言うことはできないが、私が証人から聞き取ったり証拠類を調べた所からすれば、どんなに割引したとしても日本軍の規律は最悪で、人道的な将校が幾人かは居たものの、残虐行為は政府の政策であったと結論せざるを得ない。知らなかったか、知っていたとすれば権限内で全力を尽くして防ごうとしたか、そのどちらかを証明するこ

とができなければ、結局政府に責任があるということになる」。

続いてウェップは、さる米出版物に載っていた、ローマカトリック・レデンプトル会修道院長コスグレーヴ神父の目撃談——二歳以上のフィリピン人男女がマニラで大量虐殺されたこと、銃で傷ついた若い女性がそれらの殺人者たちによつて強姦されようとしていたこと——に言及し、四二年八月ミルン湾付近における現地住民（若い女性）の強姦と手足切断事件に近似していると言っている。

「これらの信用し得る報告や自身行なつた調査に基づけば、天皇とその閣僚が戦犯リストに載せられるべきかどうかについて自分は肯定すると答える」とウェップは言う。

「その理由を簡潔に言えば、

(一) 自己の兵士や人民が行つた戦争法規違反を煽りまたは黙認した君主やその助言者を免罪する規定は、国際法には無い。ただし、論争があるのはラオターパキト博士が指摘している通りだ。

(二) 支那事変から今年の二月まで日本人の違反はその程度と範圍が余りにも甚だしいのだから、天皇や閣僚は、内側からの情報は得られなかったとしても、中立ないし相手側からの報道や放送から、上記違反のことは知っていたに違いない。

(三) 知っていた以上、それを阻止する措置を講じなければ、承認したか黙認した、あるいは煽つたと見なされる。

(四) 無条件降伏に際し天皇の精神的ないし無形の力が絶

大な効果を發揮したことを考えるならば、彼が麾下の軍隊や人々に対し、残虐なことや戦争法規違反は止めよと命じたならば、その命令は直ちに聞き入れられたに違いない。

(五) 日本人一般兵士や朝鮮人看守を絞首刑や銃殺刑に処しておいて、それよりもおそらく罪の重い君主を免責するとしたら、正義を蔑ろにするものであり、連合国に対しても大きな打撃を与えるであろう。

*That it would be a travesty of justice, seriously reflecting on the United Nations, to hang or shoot the common Japanese soldier or Korean guard while granting immunity to his sovereign perhaps even more guilty than he!* <sup>(21)</sup>

こうして四五年一〇月下旬（二〇日前後か）、主要日本人戦犯第一次リストが作成された。ヒロヒト天皇を含む六四名（のち自殺した近衛文麿と杉山元も名指しされていた）だが、そこには当時の政、官、財各界の主要部分および悪名高い国家主義者がズラリと並んでいた。だが、このオーストラリア案が連合国戦犯委員会でもそのまま通ることはついに無かつた。ウェップ自身英側との接触課程で躊躇し右旋回していったし、米と英の両国は対ソ戦略の一環から、そして日本占領統治の効率化を図るために、天皇やA級戦犯クラスの旧指導者たち

の利用を考えるようになっていたからである。かくて豪案は政治的に扼殺されたのであった。<sup>(註)</sup>

(紙数の関係もあり今回はこゝで終わる。続きは、東京女子大学学会編・刊『論集』に発表の予定である)。

## 註

(1) W・ウェブの略歴は次の通りである。 *Who's Who in Australia*, compiled and edited by Joseph. A. Alexander, 12th ed., 1944, The Herald and Weekly Times Ltd., Melbourne. じよん。 WEBB, Hon. Sir William (Flood), Kt., cr. 1942; Justice of the High Court of Australia, apptd. April 1946; former Chief Justice of Qld. 1940-46; Chrmn. of War Crimes Tribunal 1940-46; Chrmn. Australian Industrial Relations Council 1942-45; Commsr. investigating Japanese atrocities and breaches of Rules of Warfare since July 1943; b. Jan. 21 1887, Brisb.; ed. Catholic Schs. and Univ. of Qld. (one of the first undergraduates enrolled on opening day); called to Bar, Qld., 1913; public Defender 1915; Official Solicitor Public Curator 1916; Crown Solicitor 1917-1922; Solicitor-General 1922-25; Chrmn. Central Sugar Cane Prices Board 1926 - 1942; Chrmn. Royal Commissions. Traveston Railway Disaster 1925, Transport 1936, Sugar Industry 1938; twice visited Eng. on Privy Coun-

cil Appeals. 1919, 1924, Junior Counsel to Sir John Simon, now Viscount Simon; m. Beatrice, d. George Agnew, formerly M.L.A., Nundah, Qld., 2 s.4d., ; recreations. gardening, walking; clubs, Brisb. Golf, C. TA. ; address. Greenslopes, Brisb., Qld.

(2) 両裁判所名については、前掲シモンズ論文の小菅訳に従った。因みに、オーストラリアは原則として州が独立的存在であって、それらの一種平等な繋がりの上にキャンベラ、つまり中央政府なるものが存在する、一種の連邦制となっている。

(3) ウェブ報告書はあまりにも膨大な量で、確かメルボルの二つの文書館だったと思うが、その名を冠する文書のあまりの多さにメモも採ってこなかった。その史料だけでも何冊も本が書ける程あるのではないかと思われた。取り敢えず、田中利幸『知られざる戦争犯罪—日本軍はオーストラリア人に何をしたか』(大月書店一九九三年)を参照のこと。同書は、主としてそのウェブ報告書を元にして書かれている。

(4) 中国代表の提案は、オーストラリア国立公文書館(キャンベラ) A2937/1,297 の p59 所載。また、UWCC は「極東太平洋小委員会の設置」に関する委員会につき、各国政府宛てに書簡を送ろうとしていた。その草稿が同 A2,937/1,297 の p57-8 にあり、おおよそ本文に要約したような内容となっている。

(5) 重慶・中山道三〇五において会合。英の国立公文書館

史料 (PRO) の FO371/51009, Far Eastern and Pacific

Sub-commission, 10 Jan 1945 に添付の Minutes of the

Inaugural Meeting of the Far Eastern and Pacific Sub-

Commission によれば、当日出席者は左記の通り。

ジョージ・アチソン Jr (米国)、キース・オフィサー

(豪州)、ロバート・ロスチャイルド (ベルギー)、ス

タンスラフ・ミノフスキー (チェコスロバキア)、王

(チューンフイ、春海?) 博士 (中国。副、王花成? 博

士。書記、燕雲初)、アシユル・クラレ (フランス)、

A. ナピア大佐 (インド)、A H J ロビンク (オランダ)、

アルフレッド・ポニンズスキー (ポーランド)、ホレイ

ス・ジェイムズ・セイモア (連合王国。副、G V キト

ソン)

議事内容の全体は、おおよそ次のようなものであつ

た。——王博士を議長に選任、印刷物 (人員一覧、四

四年一月一八日ロンドン委員会で認められた規則、本

小委員会設置に関する中国代表報告) の配布、P. H.

昌を書記長に推薦、ロンドン委員会代表セシル・ハー

ストからのメッセージ読み上げ、豪と蘭公使館からの

問題提起につき討議、財政委員会委員としてセイモア・

アチソン・ロビンク任命、委員会予算を早急に決める、

ロンドン委員会議事録の謄写と配布、次回は二週間後

とするなど。

(6) A2937/1,222. p193-95 参照。最後の部分の原文は次の

よびであった。

The Australian Government is determined that noth-

ing that can be done to punish those responsible for

brutality and cruelty will be left undone. The suffering

and indignities imposed on our soldiers cannot be con-

done, and our determination to act in all cases only

after the most careful investigation does not in any way

lessen our intention to ask that the criminals shall be

taxed with full responsibility for their deeds.

(7) 一月三〇日ロンドン高等弁務官ブルース宛豪外務

省 (キャンベラ) 電報 (A2937/1,222. p192)。

一九三三—四五年、ロンドン高等弁務官は Rt. Hon. S.

M. BRUCE である。J. E. OLDHAM はブルースの同個

人秘書であり、かつロード・ライトの秘書でもあった。

前掲 WHO. S WHO IN AUSTRALIA に拠る。一二月一

九日 連合王国政府声明「シヤムにおける戦争捕虜」

(同上 p184-87) も参照。

(8) 一月三〇日付法務長官エヴァット宛ウェブ書簡

(A2937/1,222. p179-81)

(9) 同一月二五日付エヴァット司法長官兼外相宛ロンド

ン外交部ブルース電報 (A2937/1,222. p182. p196 は内容

は全く同じだが、日付が違っている)。

なお、同書簡には、「梁博士・中国代表がこのこと

を重慶に送って良いかと質問してきた。一月三十一日と二月七日の会議に残りの事件を告発するつもりだ。二月一日インド経由で帰国する予定」、とある。

- (10) 二月一日付エヴァット宛ウエツプ個人電報 (A2937/1,222. p176)。なお引きつづき以下のように記されている、「レイなどおよびセントアの提起の件は次の水曜日に掛かる予定。マラヤ・ビルマとタイの捕虜の件も次の水曜日を考えているが、九一名の証人の内今までに二人しか調べていないし、証拠が不完全で相互に符合しない所もあるので、貴下の同意があれば差し控えたいとも思っている。その件については、後日オールダムまたは責任ある者が改めて提起することになるだろう」。

- (11) 二月一日付法務長官「エヴァット」宛書簡 (A2937/1,222. p177-78)。

- (12) 二月三日付キャンベラ外務省書記長代理宛オールダム「推定」メモ「UNWCCに豪提訴」(A2937/1,222. p175)。

- (13) 四五年一月三〇日付マッキンノン・ウッドUNWCC書記長宛ウエリントン・クー書簡「極東太平洋小委員会に関する若干の問題のUNWCCへの提起」(A2937/1,297 p55—68)。その大意は、小委員会に提出された豪および蘭の提起について、UNWCCで検討して欲しい——豪政府の意見は、小委員会ができて本委員

会に直接訴えることはできる。／この小委員会は各政府から提起されたものだけを扱う。／一九四一年一月以前の中国での事件についてはそれだけで独自に委員会を設けるべき。蘭政府も、他の小委員設置も可、また本委員会に提起することもできる、という意見である、というもの。

- (14) 二月六日UNWCC極東太平洋小委員会提出した問題への回答「極東太平洋小委員長が動議とする予定の決議案草稿」(A2937/1,297 p54)。

- (15) 四月三日付豪外務省宛駐ロンドン外交部電報EC四号 (A2937/1,222. p170)。「エヴァットからウエツプへ次のように伝言してほしい——戦争犯罪調査を継続してほしい。豪による戦犯提訴の準備と提出に関し、ここロンドンではきわめて高い評価を得ている。ロード・ライトもオールダムも、こんなに多方面の貴重なデータを得ているのに中止してしまうとしたら本当に嘆かわしい、と言っている。フィリピンの件などについてなるべく早く、良い返事を貰いたいものだ。……」

- (16) 五月二五日付豪外務省宛駐ワシントン豪公使館発電報四六四号 (A1066,H45/580/6/2. 127)。

- (17) 「デイリー・テレグラフ」一九四五年五月二六日(土曜)号抜粋 (A1066,H45/580/6/2. p128)。見出しが「ヒロヒトの死を要求していない」チフリー首相代理は今夜、オーストラリアが連合国戦争犯罪委員会への提案の中

で、天皇の起訴と処刑を要求したという報道は真実ではない、と述べた。特定の戦争犯罪についての証拠を提出しただけである、このような問題について単独で行動するつもりはない、連合国戦犯委員会の態度表明を待つ、と付け加えた。(後略)。

(18) 六月五日「推定」サー・ジョン・レイサム高裁(メルボルン)判事宛外相代理書簡草稿 機密(A1066,H45/580/6/2 p121-2)。

(19) 六月九日付駐ウェリントン(N.Z.)豪高等弁務官事務所事務局長宛「フード」外相代理メモ一六七号「日本人戦犯」(A1066,H45/580/6/2 p120)。

(20) 例えば、という形でウェップは泰緬鉄道について言及している。曰く「泰緬鉄道は実に大規模な工事であったのだから、三〇〇マイルの泰緬鉄道が豪などの戦争捕虜により戦争法規に違反して建設されたということ自体、またどういった労働によって造られたかなどについて、彼ら「日本政府」閣員はすべて十二分に知っていた筈だ。法規違反も黙認した訳だ。彼らについては我々が軍事法廷を開設し、そこで適切に裁くべきだと思う。その軍事法廷は、豪人に対し犯された全ての国民による全ての場所における犯罪を扱うべきで、実行行為者はもちろん、教唆した者をも裁くのがよいと考える……」(六月二十五日付 キャンベラ在J.D.L.フード(外相代理)宛ウェップ書簡 A1066,H45/580/6/

2 p112)。

(21) 六月二六日付フード外相代理宛ウェップ書簡(A1066,H45/580/6/2 z p109-10)。

(22) 六月二九日付在キャンベラ外相宛ロンドン外交部・ブルース電報 第八〇A号。

(23) 以上は、七月三〇日付駐ロンドン高等弁務官「ブルー」宛キャンベラ外務省電報(A2937/1,222. p147-49)による。

(24) 「日本人主要戦犯 議論用」日付無し「八月上旬(二一〇日)と推定」1066,H45/580/6/2(外務省綴 p91-4)

(25) 八月一七日付キャンベラ外務省宛ロンドン外交部「オルダム」電報 第二一九号 秘密。戦争犯罪(A2937/1, 222. p135-37)。

(26) 四五年八月一二日付キャンベラ外務省発ロンドン外交部受信電報 第二二七号 エヴァットからオールダム( A2937/1,222. p143)。

(27) 八月一三日付キャンベラ外務省宛ロンドン外交部電報第二一一号至急。オールダムから外相( A2937/1, 222. p142)。

(28) 八月一八日付キャンベラ外務省発ロンドン外交部受信電報第二三五号。ロード・ライト宛外相親電(A2937/1, 222. p132)。

(29) EXTRACTS FROM STATEMENT MADE BY DREVATT IN LONDON on 10 September 1945 ON THE RE-

LEASE OF THE WEBB REPORT. (A1067, UN46/WC/1 p33) なお、二日後、外相代理が下院で演説をしてい  
る。日本の組織的テロリズムを弾劾し、そのためものを一掃しなければ日本に再びファシスト帝国主義の  
暗黒勢力がはびこり太平洋に蛮行が広まるであろうと、  
次のように決意表明をしたのである。 EXTRACTS  
FROM A STATEMENT MADE BY THE ACTING MIN-  
ISTER FOR EXTERNAL AFFAIRS IN THE HOUSE  
OF REPRESENTATIVES on 12th SEPTEMBER 1945  
on JAPANESE WAR CRIMES. (A1067, UN46/WC/1  
p32)

“The investigations carried out over the last two  
years by the Australian War Crimes Commissioner, Sir  
William Webb, have proved that the atrocious behav-  
iour which has marked the Japanese forces in battle  
areas is part of a policy of systematic terrorism, in  
which both the private soldier and the Japanese army  
commanders have participated. If we do not insist that  
those responsible for the initiation and execution of  
this system of terrorism are made to stand trial for  
their crimes, and that the system which made such hor-  
rors possible is entirely destroyed, we will surely leave  
the path open for the dark forces of fascist imperialism  
in Japan to launch their barbarities again upon the

people of the Pacific in another generation.

“I emphasise here again that the Australian Govern-  
ment will hold guilty not only those whose atrocious  
crimes are recorded in the summary of the Webb Re-  
port but all those, whatever their authority in Japan  
and whether of military or civilian status, who have par-  
ticipated in the preparation and launching of Japan's  
criminal war of aggression.”

(30) 九月二十五日付キャンベラ外務大臣秘書官宛 ウェブ  
電報 (A1066/1, H45/580/6/3 p184)。

(31) 四五年九月二十六日付駐ロンドン・エヴァット宛 ウェブ  
電報 第二六一号 最高機密。大至急。(A1066/1, H45/  
580/6/3 p173-77, 179-80)。

(32) このリストは、いくつかの形で史料として残っている  
が、相互に少しづつ違う。提出されたものは、米公文  
書館パート2所蔵の M1668 ROLL1 の中にあるものと  
同じと推定される。これに一番類似しているのが、  
A2937/1, 10 p28 ~ 57にある。ただし後者の方が伝記事  
項につき、よゝめ詳し。 A1066/1, H45/580/6/3. p123 ~  
31にも、六四名のリストが記載されているが伝記事項  
や補説を欠く(綴のその辺りに一〇月二二日、同二四  
日付のウェーブ書簡があり、ヒロヒトを落としたらど  
うかといった意見が述べられている)。